

樂只市宮住宅団地再生事業に伴う北いきいき  
市民活動センターの再整備に係る検討について

(意見書)

平成30年2月

京都市市民活動センター評価委員会

京都市市民活動センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、平成29年9月1日付けで京都市から依頼を受けた「楽只市営住宅団地再生事業に伴う北いきいき市民活動センター（以下「北いきいきセンター」という。）の再整備に係る検討について」、全4回の審議を行うとともに、北いきいきセンターの指定管理者（特定非営利活動法人くらしネット21）の意見陳述（別紙「意見陳述要旨」参照）も踏まえ、次のとおり意見を述べるものである。

## 1 はじめに

京都市いきいき市民活動センター（以下「いきいきセンター」という。）は、元をたどると、隣保館、コミュニティセンターから転用してきた経過がある。

その始まりは、隣保館として、福祉センターや屋内体育施設、学習センター等の機能を持ち、同和問題の解決に向け、主として旧同和地区住民の生活改善や生活支援に取り組み、その後は、コミュニティセンターとして、生活相談を始めとする隣保館事業に加え、市民の交流とコミュニティ活動の振興を図ってきた。

コミュニティセンター廃止後は、既存施設の有効活用を図り、市民の公益活動はもとより、サークル活動などを幅広く支援していくため、既存の市民活動総合センターを補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する施設として、平成23年4月に、いきいきセンターが13箇所を設置されたものである。

今回、楽只市営住宅団地再生事業に伴い、北いきいきセンターが設置されている建物の除却が予定されていることから、いきいきセンターが設置以降、これまで指定管理候補者の選定及び「市民活動活性化事業」の評価を行ってきた評価委員会において、再整備の在り方を検討することとなったものである。

## 2 基本的な考え方

### (1) 施設の有効活用と再整備の関係

いきいきセンターは、市内に13箇所あり、概ね、会議室、和室、音楽室、料理室、集会室、高齢者ふれあいサロンを備えており、うち3箇所には、主に運動目的に利用されている「多目的ホール」がある。

いきいきセンターについては、コミュニティセンター廃止後の施設を市民共有の社会資源として有効に活用するという観点から転用し、活用してきたが、改めて建設することを検討する場合には、利用状況やその内容、市民へ定着しているかどうかを評価したうえで、そもそも、いきいきセンターが果たすべき役割は何であるかという点に立ち返り、どのような施設を整備するのかについて改めて検討する必要がある。

## (2) 果たすべき役割及び必要な機能

いきいきセンターは、京都市市民活動センター条例第1条において、「市民公益活動（ボランティア活動その他の市民が行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動）その他の活動」の用に供する施設と規定されている。

このため、北いきいきセンターの再整備に当たっては、条例の規定を踏まえ、各施設の機能や利用状況を基に検討を行う必要がある。

## (3) 指定管理者からの提案

今回、本委員会における検討に当たり、指定管理者の意見を求めたところ、「人権文化センター」へのリニューアルが提案された。

同センターでは、子どもから高齢者までの暮らしのサポートや、あらゆる差別の解消・人権文化の発信を担うとされており、これらの事業を支援することは、いきいきセンターの設置趣旨に沿うものであると考えられる。

しかしながら、北いきいきセンターを「人権文化センター」として再整備することの是非については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書」（平成21年3月）を踏まえる必要があると考えるが、根拠とされている各法律への対応にもかかわることで、本委員会に依頼されている検討の範囲を超えるため、意見は差し控える。

## 3 再整備後の北いきいきセンターの施設について

### (1) 現施設について

北いきいきセンターは、会議室、集会室、和室、多目的ホール、音楽室及び料理室により構成されている。全体としては、利用件数は増加しており、市民公益活動の場として定着してきている。

#### ア 会議室、集会室及び和室

会議室、集会室及び和室は、活動団体の打合せや発表の場等となるものであり、市民公益活動を支援するために必要な施設であると考えられる。また、これらの施設は、汎用性が高く、利用者や指定管理者が利用及び運用しやすい面がある。

#### イ 多目的ホール

多目的ホールは、球技等の運動を目的とした団体（サークル等）の利用が9割以上を占め、公共の体育館的な役割を担っているが、活動の利益が団体の構成員である特定の範囲に限定されていると考えられる。このため、市民公益活動を支援するために必要な施設とまでは言えない。

ただし、利用率が高いことから、現在の利用者が活動する場所がなくなるこ

とがないよう、他の施設を案内するなど配慮いただきたい。また、利用団体に対しては、活動がより開かれたものとなるような誘導策を検討いただきたい。

## ウ 音楽室

音楽室は、利用率は高いが、汎用性に乏しく、利用実態もバンド練習等の団体（サークル等）による利用が中心であり、活動の利益が構成員の範囲に限定されていると考えられることから、市民公益活動を支援するために必要な施設とまでは言えない。ただし、会議やワークショップ等での利用の際に他の部屋に干渉することが無いよう、また、利用の幅も広がることから防音に配慮した会議室の検討をしていただきたい。

なお、現在の利用者に対しては、同じ北区内の北青少年活動センターや北文化会館にある同種の施設を案内するなど配慮願いたい。

## エ 料理室

料理室は、音楽室と同様に汎用性に乏しく、利用実態も同好会（サークル）による調理利用が中心であり、活動の利益が構成員の範囲に限定されることから、市民公益活動を支援するために必要な施設とまでは言えない。

なお、現在の利用者については、北青少年活動センターの同種の施設を案内するなど配慮願いたい。

また、指定管理者の選定は公募であるため、指定管理者が変わる可能性も考慮し、特殊な施設は整備せず、柔軟性・汎用性のある施設を整備することを基本とすることが必要であると考えます。

## オ 高齢者ふれあいサロン

高齢者ふれあいサロンについては、高齢者が気軽に利用できる憩いの場として運用されてきたが、年々利用者が減少してきている。

このため、いきいきセンターに、高齢者を対象とした施設を再整備するのではなく、高齢者も市民公益活動の担い手として捉え、後述する交流スペースにおいて、幅広い年齢層の市民が気軽に集う機能の整備を検討してもらいたい。

### (2) 新たに必要な機能について

再整備に当たっては、いきいきセンターとして、団体同士を結び付けることによる新たな活動のきっかけ作りや、これから活動を始めたい人の支援が重要と考えられることから、市民公益活動を支援する機能をより充実させるため、公益活動を担う市民や団体が気軽に集まることのできる「交流スペース」や、自由に情報発信することができる「情報発信スペース」の整備を検討していただきたい。

## 4 その他

### (1) 北いきいきセンターの再整備場所について

樂只市営住宅団地再生事業においては、北街区に北いきいきセンターも含む公共施設の再整備が予定されていることを前提に検討を行ってきたが、市民公益活動を支援する施設として、より多くの市民が気軽に立ち寄ることができるような開かれた場所となることが望ましいと考える。

### (2) 次期指定管理者の選定等に向けて

本評価委員会において、北いきいきセンターの指定管理者から「いきいきセンターは、制度上収益を上げることができないため、事業を拡充することができない。」との意見陳述があった。

また、一部のいきいきセンターからも独自の事業展開や収益の確保を求める意見が出ていることから、各いきいきセンターの次期の指定管理者の選定に当たっては、他のいきいきセンターの指定管理者の意見も聞いたうえで、より市民活動が活性化するような方策を検討していただきたい。

コミュニティセンターからいきいきセンターに転用が行われてから7年近くが経過する中、地域や市民活動団体とのつながりを深めているいきいきセンターがある一方で、立地条件等により利用件数が伸び悩んでいるところもあることから、いきいきセンター全体の在り方について、中長期的な視点から検討を行っていただきたい。

## 5 参考資料

- (1) 京都市市民活動センター評価委員会委員名簿
- (2) 京都市市民活動センター評価委員会における検討の経過

## 北いきいきセンター指定管理者の意見陳述要旨

### ○ 北いきいきセンター等の再整備について

- ・ 今回、部落差別解消推進法が成立・施行したことも踏まえ、①子どもから高齢者までの暮らしのサポート、②地域づくりと市民活動のサポート、③あらゆる差別の解消・人権文化の発信のための「人権文化センター」として再整備してほしい。
- ・ 楽只小学校の統廃合後の跡地に、保育所・児童館・支援学校のサテライトなど子育ての総合施設を、楽只小学校の体育館を区民体育館などに、京都市の計画にある「にぎわい空間」にいきいきセンターとツラッティ千本を合わせた「人権文化センター」を建てるといったように楽只学区全体で考えてほしい。
- ・ いきいきセンターや保育所、ツラッティ千本を北街区に移すというだけでなく、もう少し時間をかけて、楽只学区として全体的、総合的に検討してほしい。

### ○ 隣保事業について

- ・ 京都市市民活動センター条例にある「市民公益活動」の定義は極めて抽象的であり、市民活動はその目的に応じて取組もさまざまである。貸館などの市民活動支援だけでなく、あらゆる人が生きやすく、安心して生活できるようにすることが、いきいきセンターの目指すところである。
- ・ 地域の課題（地域コミュニティ・地域力の衰退、格差社会・相対的貧困、ヘイトスピーチ・ネット上での差別的表現、セーフティネットの衰退等）は存在し、福祉や人権が軽んじられていることを受け、隣保館の再評価が求められている。
- ・ 生活困窮者自立支援法や部落差別解消法など、近年は様々な人権課題や社会課題に個別に対応した法制度の整備が進められてきており、これらの法制度において求められる取組の多くは従来、隣保館等が担ってきたものである。

### ○ 他都市の隣保事業の先進事例について

- ・ 全国的に見ると、市民と行政の協働による柔軟な隣保館事業（ソフト）と施設（ハード）運営が展開され、隣保館といきいきセンターを合わせたような機能を持った施設がある。箕面市や亀岡市のように、周辺のさまざまな施設と連携し、地域コミュニティの衰退といった地域課題の解決に向けて機能しているという事例もある。
- ・ 京都市には、市民活動の支援や高齢者、子どもに対するの支援など、それぞれに分化した施設はあるが、総合的な施設はない。

### ○ いきいきセンターでの事業展開について

- ・ ひとり親家庭の子どもやDV被害者親子の支援などは、いきいきセンターの事業とは別で行ってきた。いきいきセンターは施設管理の仕事が多く、いきいきセンターを自由に使い、他の公の施設と円滑につなぐ役割ができていない。
- ・ 制度上いきいきセンターは収益を上げることができず、事業を拡充することが難しい。

## 【委員名簿】

(敬称略, 五十音順)

氏名	役職等
伊豆田 千加	特定非営利活動法人子育ては親育て・みのりのもり劇場理事長
岡 仁美	市民公募委員
重野 亜久里	特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと代表
土江田 雅史	公認会計士
○中井 歩	京都産業大学教授
◎吉田 忠彦	近畿大学教授

◎：委員長，○：副委員長

## 【検討の経過】

- ・ 平成29年 9月 1日 (金) 検討依頼 , 意見交換
- ・ 平成29年10月 4日 (水) 検討
- ・ 平成29年12月 6日 (水) 検討, 指定管理者からの意見聴取
- ・ 平成30年 1月29日 (月) 意見書の取りまとめ